

令和7年分 給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
650,999円まで	0円
651,000円 ～ 1,899,999円	給与収入金額－650,000円で求めた金額
1,900,000円 ～ 3,599,999円	(収入金額÷4)円 千円未満切り捨て 算出金額：A A×2.8－8万円で求めた金額
3,600,000円 ～ 6,599,999円	A×3.2－44万円で求めた金額
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円で求めた金額
※8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円で求めた金額

※給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の(1)～(4)のいずれかに要件を満たす場合は、

次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く

- (1) 特別障害者に該当する
- (2) 22歳以下の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (4) 特別障害者である扶養親族を有する

◆所得金額調整控除＝(給与等の収入金額－850万円)×0.1

なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円

※令和7年分から給与所得控除の最低保証が65万に増額、令和8年分以降は69万に引き上げ予定

令和7年分 公的年金等に係る雑所得の所得控除額

	年 区 齢 分	(A) 公的年金等の収入金額の合計額	(B) 割合	(C) 控除額
六十五歳未満	昭和三十 六年一 月二日 以降に 生まれ た人	〔 公的年金等の収入金額の合計額が 600,000円 までの場合 は、所得金額は0円となります。 〕		
		600,001円～ 1,299,999円まで	100%	600,000円
		1,300,000円～ 4,099,999円まで	75%	275,000円
		4,100,000円～ 7,699,999円まで	85%	685,000円
		7,700,000円～ 9,999,999円まで	95%	1,455,000円
		10,000,000円以上		1,955,000円
六十五歳以上	昭和三十 六年一 月一日 以前に 生まれ た人	〔 公的年金等の収入金額の合計額が 1,100,000円 までの場合 は、所得金額は0円となります。 〕		
		1,100,001円～ 3,299,999円まで	100%	1,100,000円
		3,300,000円～ 4,099,999円まで	75%	275,000円
		4,100,000円～ 7,699,999円まで	85%	685,000円
		7,700,000円～ 9,999,999円まで	95%	1,455,000円
		10,000,000円以上		1,955,000円

例) 65歳以上で年金収入400万円の場合の所得 400万円×0.75－27.5万円＝272.5万円

※公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は10万円、2,000万円を超える場合は20万円控除額を引き下げる。

※給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に所得調整控除として給与所得の金額から差し引く。

◆所得金額調整控除＝(給与所得＋公的年金等雑所得)－10万円 (10万円が上限)

住民税・所得税の所得控除一覧表 (令和8年度)

※基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除については本人所得額に応じて、(詳細は5～6ページ)
 配偶者特別控除、特定扶養親族特別控除は被扶養者の所得額に応じて控除額が変更になります。

区 分				住 民 税	所 得 税
基礎 控 除				430,000円（※合計所得金額2400万円以下の場合）	最大950,000円（5ページ参照）
配偶者控除	一 般 の 控 除			330,000円	380,000円
	老 人 の 控 除			380,000円（70歳以上）	480,000円（70歳以上）
	同居 特別 障害	一 般	860,000円	1,130,000円	
		老 人	910,000円	1,230,000円	
配偶者 特別控除	控 除 対 象 額			330,000円（本人所得が900万以下の場合）	380,000円（4、5ページ参照）
	要 件			※ 合計所得金額が1000万円以下（配偶者控除についても同じ）	
扶養控除	年 少 扶 養 親 族			0円（15歳以下）	0円（15歳以下）
	一 般 の 扶 養 親 族			330,000円	380,000円
	特 定 扶 養 親 族			450,000円（19歳～22歳）	630,000円（19歳～22歳）
	老人 扶養 親族	同 居 老 親 等	450,000円（70歳以上）	580,000円（70歳以上）	
		同居老親等以外	380,000円（70歳以上）（叔父、伯母、兄弟等）	480,000円（70歳以上）（叔父、伯母、兄弟等）	
	同居 特別 障害 扶養 親族	年 少	530,000円（15歳以下）	750,000円（15歳以下）	
		一 般	860,000円	1,130,000円	
		特 定	980,000円（19歳～22歳）	1,380,000円（19歳～22歳）	
		同 居 老 親 等	980,000円（70歳以上 昭和31年1月1日以前に生まれた人）	1,330,000円（70歳以上 昭和31年1月1日以前に生まれた人）	
		同居老親等以外	910,000円（70歳以上 昭和31年1月1日以前に生まれた人）	1,230,000円（70歳以上 昭和31年1月1日以前に生まれた人）	
特定扶養親族特別控除			450,000円（19歳～22歳）	630,000円（19歳～22歳）	
障害者 控 除	一 般 の 障 害 者			260,000円	270,000円
	本人特障、別居特障			300,000円	400,000円
	同 居 特 別 障 害 者			※530,000円（同居特障者欄に加算済み）	※750,000円（同居特障者欄に加算済み）
ひとり親控除 （女性）・ 寡婦控除	死別	300,000円 （合計所得500万円以下 扶養親族「子」有）		350,000円 （合計所得500万円以下 扶養親族「子」有）	
		260,000円 （500万円以下 扶養親族「子以外」有・扶養親族無し）		270,000円 （500万円以下 扶養親族「子以外」有・扶養親族無し）	
	離別	300,000円 （500万円以下 扶養親族「子」有）		350,000円 （500万円以下 扶養親族「子」有）	
		260,000円 （500万円以下 扶養親族「子以外」有）		270,000円 （500万円以下 扶養親族「子以外」有）	
	未婚		300,000円 （500万円以下 扶養親族「子」有）		350,000円 （500万円以下 扶養親族「子」有）
ひとり親控除 （男性）	死別・離別 ・未婚	300,000円 （500万円以下 扶養親族「子」有）		350,000円 （500万円以下 扶養親族「子」有）	
勤 労 学 生 控 除				260,000円（合計所得85万円以下）	270,000円（合計所得85万円以下）
社 会 保 険 料 控 除				支払額全額が控除対象	

- ◎ 特 定 扶 養 平成15年1月2日～平成19年1月1日までの間に生まれた人 (19歳～22歳)
- ◎ 老 人 扶 養 昭和31年1月1日以前に生まれた人 (70歳以上)
- ◎ 一 般 扶 養 平成22年1月1日以前に生まれた人 (16歳以上の人。但し、特定扶養者・老人扶養者を除く)
- ◎ 16歳未満扶養親族 平成22年1月2日以降に生まれた人

●ひとり親控除の創設

- ・婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)について、「ひとり親控除：控除額30万円」を適用
- ・上記以外の寡婦についても、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限(合計所得金額500万円以下)を設定
- ・住民票の続柄に「夫(末届)」、「妻(末届)」と記載がある場合は、対象外

■扶養の子がいなくても、死別後に未再婚(所得500万円以下)の年配女性は、寡婦控除が取れるので注意!

生命保険料等の控除

区 分		住 民 税	所 得 税
生 命 保 険 料 控 除 額	1 支払った保険料が 旧契約の一般の生 命保険だけの場合	15,000円以下……………支払額の全額	25,000円以下……………支払額の全額
		15,001～40,000円以下……………支払金額×1/2+ 7,500円	25,001～ 50,000円まで……………支払金額×1/2+12,500円
		40,001～70,000円以下……………支払金額×1/4+17,500円	50,001～100,000円まで……………支払金額×1/4+25,000円
		70,000円を超えるもの……………35,000円（限度額）	100,001円以上…………… 50,000円（限度額）
	2 支払った保険料が 旧契約の個人年金 保険料だけの場合	15,000円以下……………支払額の全額	25,000円以下……………支払額の全額
		15,001～40,000円以下……………支払金額×1/2+ 7,500円	25,001～ 50,000円まで……………支払金額×1/2+12,500円
		40,001～70,000円以下……………支払金額×1/4+17,500円	50,001～100,000円まで……………支払金額×1/4+25,000円
		70,000円を超えるもの……………35,000円（限度額）	100,001円以上…………… 50,000円（限度額）
	3 支払った保険料が 新契約の一般の生 命保険だけの場合	12,000円以下……………支払額の全額	20,000円以下……………支払額の全額
		12,000円超32,000円以下……………支払金額 × 1/2 + 6,000円	20,000円超 40,000円以下……………支払金額×1/2+10,000円
		32,000円超56,000円以下……………支払金額 × 1/4 +14,000円	40,000円超 80,000円以下……………支払金額×1/4+20,000円
		56,000円超……………28,000円（限度額）	80,000円超…………… 40,000円（限度額）
	4 支払った保険料が 新契約の個人年金 保険料だけの場合	12,000円以下……………支払額の全額	20,000円以下……………支払額の全額
		12,000円超32,000円以下……………支払金額 × 1/2 + 6,000円	20,000円超 40,000円以下……………支払金額×1/2+10,000円
		32,000円超56,000円以下……………支払金額 × 1/4 +14,000円	40,000円超 80,000円以下……………支払金額×1/4+20,000円
		56,000円超……………28,000円（限度額）	80,000円超…………… 40,000円（限度額）
	5 支払った保険料が 新契約の介護医療 保険料だけの場合	12,000円以下……………支払額の全額	20,000円以下……………支払額の全額
		12,000円超32,000円以下……………支払金額 × 1/2 + 6,000円	20,000円超 40,000円以下……………支払金額×1/2+10,000円
		32,000円超56,000円以下……………支払金額 × 1/4 +14,000円	40,000円超 80,000円以下……………支払金額×1/4+20,000円
		56,000円超……………28,000円（限度額）	80,000円超…………… 40,000円（限度額）
	6 支払った保険料が 3種類である場合	「一般」・「介護医療」・「個人年金」 あわせて7万円が限度	「一般」・「介護医療」・「個人年金」 あわせて12万円が限度

◎地震保険料控除 所 得 税

① 地震保険料契約に関する保険料	保険料の金額 50,000円以上の場合……………一律に50,000円
経過措置H18.12.31までに締結したもの	10,000円以下の場合……………支払った損害保険料の金額の全額
② 長期損害保険契約に係るもの （保険・共済期間10年以上）	支払損害保険料 10,001円～20,000円まで…支払った損害保険料の金額×1/2+5,000円 20,001円以上の場合……………一律に15,000円
③ 地震保険料控除と 長期損害保険契約がある場合※	地震保険契約に関する 支払った損害保険料で①に 準じて計算した金額 + 長期損害保険契約について 支払った損害保険料で②に 準じて計算した金額 = 地震保険料控除額（最高限度額50,000円）

◎地震保険料控除 住 民 税

① 地震保険料契約に関する保険料	保険料の1/2の金額 25,000円以上の場合……………一律に25,000円
経過措置H18.12.31までに締結したもの	5,000円以下の場合……………支払った損害保険料の金額の全額
② 長期損害保険契約に係るもの （保険・共済期間10年以上）	支払損害保険料 5,001円～15,000円まで…支払った損害保険料の金額×1/2+2,500円 15,001円以上の場合……………一律に10,000円
③ 地震保険料控除と 長期損害保険契約がある場合※	地震保険契約に関する 支払った損害保険料で①に 準じて計算した金額 + 長期損害保険契約について 支払った損害保険料で②に 準じて計算した金額 = 地震保険料控除額（最高限度額25,000円）

※「地震保険」と「旧長期損害保険」が一つの契約に同時に存在する場合（JA共済など）は、③のように両者の保険料を足すのではなく、控除額より大きい方をとることになり、両者の金額により所得税と住民税のいずれが有利な控除額を選択する必要性が生じる場合がある。

令和7年分 配偶者特別控除額の早見表

※納税者本人の合計所得金額900万円以下の場合

住 民 税		控除対象配偶者に当たらない場合	所 得 税	
配偶者の合計所得金額	控除額		配偶者の合計所得金額	控除額
580,001円 ～ 1,000,000円まで	33万円		580,001円 ～ 950,000円まで	38万円
1,000,001円 ～ 1,050,000円まで	31万円		950,001円 ～ 1,000,000円まで	36万円
1,050,001円 ～ 1,100,000円まで	26万円		1,000,001円 ～ 1,050,000円まで	31万円
1,100,001円 ～ 1,150,000円まで	21万円		1,050,001円 ～ 1,100,000円まで	26万円
1,150,001円 ～ 1,200,000円まで	16万円		1,100,001円 ～ 1,150,000円まで	21万円
1,200,001円 ～ 1,250,000円まで	11万円		1,150,001円 ～ 1,200,000円まで	16万円
1,250,001円 ～ 1,300,000円まで	6万円		1,200,001円 ～ 1,250,000円まで	11万円
1,300,001円 ～ 1,330,000円まで	3万円		1,250,001円 ～ 1,300,000円まで	6万円
1,330,001円以上	0円		1,300,001円 ～ 1,330,000円まで	3万円
			1,330,001円以上	0円

※控配・扶養親族の判定 課税の判定

配偶者・被扶養者の合計所得金額**580,000円**以下（給与所得のみの場合収入金額1,230,000円以下）

※配偶者特別控除可能範囲

配偶者の合計所得金額**1,330,000円**以下（給与所得のみの場合収入金額2,016,000円以下）

- 分離譲渡所得がある場合は、特別控除前で所得を判断するので、**58万円**を超える所得があれば扶養にできない
- 退職所得がある場合は、扶養判定所得に含まれる

★ ↓ 注 意 ↓ ★

住民税 ⇒ 分離譲渡所得がある場合は、特別控除前の所得で判断するので、所得割、均等割が課税される場合がある

国民健康保険税 ⇒ 分離譲渡所得がある場合は、特別控除前の所得で判断するので、軽減判定に注意が必要

■ ■ ■ ■ ■ 住民税の非課税限度額について ■ ■ ■ ■ ■

- 住民税 = 均等割（5,500円） + 所得割（《所得金額 - 所得控除額》 × 10% - 税額控除額）
- 均等割と所得割が非課税となる人
 - ・生活保護によって「生活扶助」を受けている人（賦課期日現在）
 - ・障害者、未成年者、寡婦（夫）で前年所得が**135万円**以下の人（給与収入の場合は、2,043,999円以下）
 - ※未成年 **平成20年**1月3日以降に生まれた人 未婚者
- 均等割が非課税となる人
 - ・扶養親族がない場合・・・所得金額が**38万円**以下の人
 - ・扶養親族がある場合・・・所得金額が《 **28万円** ×（扶養親族数+1人） + 16万8千円 + 10万円 》以下の人
- 所得割が非課税となる人
 - ・扶養親族がない場合・・・所得金額が**45万円**以下の人
 - ・扶養親族がある場合・・・所得金額が《 **35万円** ×（扶養親族数+1人） + 32万円 + 10万円 》以下の人
- 非課税基準早見表

扶養親族数	均等割 非課税所得金額	所得割 非課税所得金額
0人	380,000円以下	450,000円以下
1人	828,000円以下	1,120,000円以下
2人	1,108,000円以下	1,470,000円以下
3人	1,388,000円以下	1,820,000円以下
4人	1,668,000円以下	2,170,000円以下
5人	1,948,000円以下	2,520,000円以下

※ 16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象にはなりませんが非課税基準に関わるので注意して下さい。

区 分	所得金額の合計額	住 民 税	所 得 税
基礎控除	132万円以下	430,000円	950,000円
	132万円超 336万円以下	430,000円	880,000円
	336万円超 489万円以下	430,000円	680,000円
	489万円超 655万円以下	430,000円	630,000円
	655万円超 2,350万円以下	430,000円	580,000円
	2,350万円超 2,400万円以下	430,000円	480,000円
	2,400万円超 2,450万円以下	290,000円	320,000円
	2,450万円超 2,500万円以下	150,000円	160,000円
	2,500万円超	0円	0円

※ 所得税基礎控除額は本来58万円だが消費者物価指数を踏まえた特例分を加算する。令和8年改正で
58万→62万、特例分も増額(最大+37万→42万) & 枠拡大予定 (特例分は時限措置、R10以降縮小予定)

区分	要件	住 民 税			所 得 税		
配偶者控除	配偶者所得が 58万円以下	本人の所得金額の合計額			本人の所得金額の合計額		
		900万円以下	900万円超	950万円以下	900万円以下	900万円超	950万円以下
	配偶者の年齢		950万円以下	1,000万円以下		950万円以下	1,000万円以下
	70歳未満	33万円	22万円	11万円	38万円	26万円	13万円
	70歳以上	38万円	26万円	13万円	48万円	32万円	16万円

区分	要件	住 民 税			所 得 税		
配偶者 特別控除	配偶者所得が 58万円超133 万円以下	本人の所得金額の合計額			本人の所得金額の合計額		
	配偶者の所得	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円以下 1,000万円以下	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円以下 1,000万円以下
	58万円超 95万円以下				38万円	26万円	13万円
	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円			
	95万円超 100万円以下				36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	3万円	2万円	1万円
	133万円超	対象外			対象外		

区分	要件	住 民 税	所 得 税	【参考】 収入が給与所得だけの 場合の給与等の収入金額
特定扶養 親族 特別控除 額	特定扶養所得が 58万円超12 3万円以下			
	扶養親族の所得			
	58万円超85 万円以下	45万円	63万円	123万円超150万円以下
	85万円超 90万円以下	45万円	61万円	150万円超155万円以下
	90万円超 95万円以下	45万円	51万円	155万円超160万円以下
	95万円超 100万円以下	41万円	41万円	160万円超165万円以下
	100万円超 105万円以下	31万円	31万円	165万円超170万円以下
	105万円超 110万円以下	21万円	21万円	170万円超175万円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	11万円	175万円超180万円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	6万円	180万円超185万円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	3万円	185万円超188万円以下
	123万円超	対象外	対象外	188万円超